

アミューあつぎ駐輪場の有料化に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

アミューあつぎの駐輪場は、有人管理の無料駐輪場として設置しておりますが、通勤、通学等、長時間目的外利用の駐輪が非常に多く、施設利用者から度々御意見をいただく現状であり、利用環境の改善が求められています。

また、令和7年1月に受益と負担の公平性を確保するため、受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場等編）が策定されたことを受け、適正な受益者負担に基づき駐輪場を運営する必要があります。

つきましては、駐輪場の適正利用を図るため、有料化をするにあたり、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

アミューあつぎ駐輪場の有料化について

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（4月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（4月28日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 アミューあつぎ駐輪場の有料化についての閲覧及び配布

次に掲げる場所等で令和7年4月28日から令和7年5月28日まで閲覧を行います。

資料の配布を希望する場合は、生涯学習課（電話 046-225-2512）に連絡してください。

- (1) アミューあつぎ6階生涯学習課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) 子育て支援センター
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月28日（水）まで

※ 郵送の場合は、5月28日必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア アミュールあつぎ6階 生涯学習課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱
に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市市民交流部生涯学習課生涯学習係宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-225-3130

- (5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 0350@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「駐輪場の有料化に対するパブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、アミューあつぎ駐輪場の有料化に当たっての参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。